

教育公務員のあり方について

公務員は全体の奉仕者であって、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公平な運営の確保を図る必要がある。

特に、教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のために政治活動することは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別な定めがあるが、町教員として、服務監督権者としての幕別町教育委員会が教職員一人一人に法令の遵守や服務規律の確保について、どのように取り組んでいるか以下について伺う。

- ①組合活動について。
- ②政治活動について。
- ③学校活動について。
- ④教育課程について。
- ⑤教職員団体との関係について。
- ⑥国旗掲揚について。
- ⑦国歌斉唱の状況について。
- ⑧教員の不祥事について。



教育長 ①②公務員の労働基本権は、最高裁の判例により、警察職員及び消防職員は、その職責上、団結権、団体交渉権、争議権がいずれも認められていないものの、教育公務員は、地方公務員法により団結権と制限つきで団体交渉権が認められている。

政治活動については、教育公務員特例法や公職選挙法等により、厳しい制限を受けているものと承知している。

今後とも、子どもたちの手本である先生方の法令遵守を徹底して、保護者や地域に理解される組合活動や教育における政治的中立性の確保に努めていきたい。

③学校の経営方針に基づいて、教職員が創意工夫をし、その持ち味と力量が生かされる教育活動を展開することが大切だと考えており、法令遵守、服務規律の保持、政治的中立性の確保など、教育公務員として強い自覚を保つよう、一人一人が倫理意識を高めていくことに努めてきたい。

④新学習指導要領は、小学校では本年度全面実施され、中学校では来年度からの全面実施となる。

小学校では、全面実施に向け周知の準備を進めた結果、授業時数

は、標準の授業時数を確保し、国旗・国歌は、昨年の卒業式並びに本年の入学式に当たっては、中学校を含め町内全学校で国旗の掲揚・国歌の斉唱が行われた。

⑤教職員については、労働者として団結権と制限つきだが、団体交渉権が法により認められている。

このことにより勤務条件等に加えて、管理運営的な事項について、事実上の話し合いをすることはあるが、これらについては、意見として聞き置くとともに、本町の教育について共通理解を図るものというところで行っている。

⑥⑦今後も、学習指導要領に基づき、卒業式、入学式等の式典の中で、適切に実施するよう、指導に努めていきたい。

⑧不祥事の主なものは、わいせつ行為、体罰、交通違反、交通事故であるが、十勝管内でも、本年度もこれまで10件の処分がされている。このうち、1件は、本町の不祥事であり、先般、懲戒免職の処分がなされたところである。

今後二度とこのようなことが起らないよう、不祥事の根絶に向け、教職員の研修や校長会、教頭会を初め、機会あるごとに強く指導していきます。